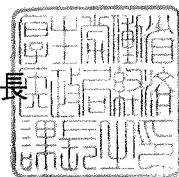




医政経発第1117001号
平成20年11月17日

各都道府県薬務主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局経済課長



医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入のは是正について

長期にわたる取引価格の未妥結及び仮納入については、薬価調査の信頼性を確保する観点からは不適切な取引であり、これまでその是正を図るよう貴管轄下の各流通当事者へのご指導をお願いしてきたところです。

また、昨年9月には「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」(以下「流改懇」という。)において「医療用医薬品の流通改善について(緊急提言)」(以下「緊急提言」という。)が取りまとめられたことから、これに沿った流通改善の一層の推進にご協力いただくよう、あらためて貴管轄下の各流通当事者に対する周知とご指導をお願いしたところです。

厚生労働省において本年度実施した医薬品卸売業者を対象とする別添「価格妥結状況調査結果」では、本年9月における全体の妥結率は70.9%であり、同じく薬価改定一年目である一昨年10月の54.2%に対し、16.7ポイントの改善が見られるなど流通改善に一定の成果が上がったことは、関係各位のご理解とご協力によるものと深く感謝申し上げます。

しかしながら、緊急提言において長期にわたる未妥結の指標として示された6か月を超えてなお、約30%の未妥結が残されており、11月5日に開催された流改懇においては、残された未妥結先においても年内には妥結するよう強く求められたところです。

このため、長期にわたる未妥結及び仮納入の是正をさらに進め、薬価調査の信頼性を確保する観点から、今後の医薬品の取引交渉を行うに当たり、公的医療保険制度に与る取引当事者双方に対し、下記のとおり要請します。

なお、経済課においては、引き続き薬価調査の一環として価格妥結状況調査を定期的に行い、その調査結果を公表するとともに、必要に応じて取引当事者（保険医療機関、保険薬局及び医薬品卸売業者）を対象とした実情把握調査を実施することいたしますので、ご協力方お願ひいたします。

また、当該調査結果等を踏まえ、薬価調査の信頼を損ねるおそれがあると認められる場合には、当職から当該取引当事者（保険医療機関、保険薬局及び医薬品卸売業者）に対し、改善指導等を行うことがあり得ることを申し添えます。

貴職におかれましては、医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正に向けた取組を促進するよう、貴管轄下の各流通当事者への更なる周知徹底及びご指導をお願いいたします。

記

1. 医薬品卸売業者

保険医療機関及び保険薬局との価格交渉を行うに当たり、医薬品卸売業者側に起因する未妥結・仮納入の要因を再点検し、平成20年12月末までに妥結できるよう改善策を講ずること。

2. 保険医療機関及び保険薬局

医薬品に係る取引価格が未妥結・仮納入の状態にある保険医療機関及び保険薬局においては、未妥結・仮納入の実情について再点検し、平成20年12月末までに妥結できるよう卸売業者との交渉に臨むこと。

以上

医療機関設置主体別／取引卸別価格妥結状況

(対象 : 200床以上の医療機関)

(単位 : %)

設 置 者	妥結率 (H20. 9 取引金額ベース)				
	全 体	対 A 卸	対 B 卸	対 C 卸	対 D 卸
病 院 (2,732)	46.7	44.0	51.4	44.0	47.0
1 国 (厚生労働省) (21)	99.9	99.4	100.0	100.0	100.0
2 国 (独法・国立病院機構) (138)	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0
3 国 (国立大学法人) (42)	91.3	98.5	100.0	66.1	88.3
4 国 (独法・労働者健康福祉機構) (33)	20.9	18.0	22.4	33.9	13.7
5 国 (その他) (6)	95.9	100.0	90.0	100.0	100.0
6 都道府県 (157)	74.1	74.2	76.1	83.7	71.4
7 市町村 (300)	44.2	44.1	49.8	45.3	44.4
8 日 赤 (69)	14.1	11.6	20.7	11.0	19.2
9 済生会 (52)	21.6	14.9	32.4	18.3	11.2
10 北海道社会事業協会 (5)	32.5	-	100.0	0.0	9.1
11 厚生連 (80)	9.1	18.1	9.8	1.7	1.4
12 全社連 (37)	39.8	66.1	44.3	22.9	45.4
13 厚生団 (7)	1.4	0.0	0.0	2.5	0.2
14 船員保険会 (3)	18.4	0.0	53.2	0.0	0.0
15 健保組合・その連合会 (4)	40.4	31.9	0.8	0.0	60.6
16 共済組合・その連合会 (36)	2.4	0.0	0.1	1.6	5.4
17 国民健康保険組合 (1)	18.7	-	0.0	0.0	-
18 公益法人 (190)	34.8	40.5	37.2	37.8	38.3
19 医療法人 (1,311)	57.7	57.1	63.8	65.6	54.5
20 学校法人 (76)	24.9	16.6	31.1	20.0	35.2
21 会 社 (22)	45.9	44.2	66.2	39.3	41.1
22 その他の法人 (98)	50.8	48.5	50.2	64.6	25.7
23 個 人 (44)	74.2	79.5	59.2	85.8	73.0

※卸の報告に基づいて作成したものであり、医療機関側では妥結済と整理しているケースも含まれている。

※平成20年9月に納入した医療用医薬品の総額と、そのうち価格が妥結している取引分との比率。

※薬価基準ベースの金額に換算。

※特に売上の高い主要卸 (A, B, C, D) について再掲。

平成20年度 價格妥結状況調査結果概要(9月取引分)

○調査客体及び回収状況

卸連加盟会社62社を対象に62社から回答(回収率 100%)

○調査概要

① 調査内容

ア. 全ての医療機関、薬局を対象に実施

イ. 20年9月 1ヶ月間の取引高における妥結状況を薬価ベースで調査

$$\text{妥結率} = \frac{\text{価格が妥結したものの販売額(品目別販売本数} \times \text{薬価})}{\text{販売総額(品目別販売本数} \times \text{薬価})}$$

② 調査結果

ア. 医療機関・薬局区分別妥結状況

区分	妥結率	(参考:18年10月)
病院(総計)	51.2%	37.5%
200床以上	46.7%	30.6%
その他	66.8%	60.7%
診療所	88.6%	84.8%
(医療機関 計)	(66.1%)	(55.4%)
チェーン薬局(20店舗以上)	71.7%	14.4%
その他の薬局	77.2%	62.2%
(保険薬局 計)	(76.1%)	(52.9%)
総合計	70.9%	54.2%

※その他の薬局には20店舗未満のチェーン薬局を含む。

イ. 医療機関設置主体別／取引卸別価格妥結状況：別添参照